

令和7年度第8回山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年11月14日(金) 午前9時30分～午前10時50分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中17名)

荒瀬 澄枝、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、小野 基之
片山 潤之、賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、長尾 誠大
中川 恵美子、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、八木 学
安田 敏男、安野 正純、

(2)欠席委員(2名)

伊藤 良一、吉武 和子

(3)事務局

森野局長・松永副参事・藤田主幹・多田主幹・伊川主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席17名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

八木 学(やぎ まなぶ) 委員 及び、

安野 正純(やすの まさずみ) 委員 をお願いいたします。

それでは、最初に10月の総会で審議を保留しておりました、令和7年度第7回総会議案第22号及び第23号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和7年度第7回総会農地法第5条議案第22号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第2号、令和7年度第7回総会農地法第5条議案第23号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事用進入路を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和9年8月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

これらの事案につきましては、議案第2号の工事用進入路について、申請人より経路を見直すとの申し出があったことから、関連する議案第1号と合わせて審議保留としておりましたが、この度、変更された経路に係る土地利用計画書等の提出があり、川西地区協議会で審議を行ったものです。

以上の議案につきましては、記載された内容が審査基準に適合していることが確認でき、また、川西区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく申し上げます。

会長

事務局からの議案説明、及び川西地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

【意見なし】

会長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第3号、宮野上、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は93アールとなります。

議案第4号、吉田、有償移転です。
申請人は、下関市内に居住する者です。
取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第5号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は119アールとなります。

議案第6号、嘉川、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は2アールとなります。
なお、この事案につきましては、取り下げとなりました。

議案第7号、佐山、無償移転です。
申請人は、農地所有適格法人●●●●の構成員です。
取得後の経営規模は45アールとなります。

この事案の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、法人の構成員にその所有権を移転する場合で、法人が引き続き、農地等のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

議案第8号、佐山、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は7アールとなります。

議案第9号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第10号、徳地深谷、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第11号、徳地船路、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は73アールとなります。

議案第12号、徳地堀、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は0.6アールとなります。

議案第13号、阿東生雲西分、無償移転です。

申請人は、農地所有適格法人●●●●の構成員です。

取得後の経営規模は30アールとなります。

この事案の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、法人の構成員にその所有権を移転する場合で、法人が引き続き、農地等のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

議案第14号、阿東徳佐上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、975アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

議案6ページの議案第8号につきまして、申請地が5桁の山地番になっていますが、地目が畑だから農業委員会の審議の対象になったのですか。

事務局

あくまで、登記地目と現況が農地ということで、山地番は関係なく審議の対象になります。今回の申請地は、しっかりと畑として管理されているため、審議の対象になります。

B 委員

佐山や阿知須でも5桁の山地番になっている畑があります。登記地目が畑で、現況も畑であれば、農地として農業委員会の審議の対象になるということです。

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第6号を除き、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、議案第6号を除き、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図15ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第15号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、沈砂池、水路、道路拡幅部を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び川西地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案

について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第16号、大内中央二丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第17号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第18号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、旭通り二丁目、用途地域内にある第3種農地に、集合住宅を建築するものです。

議案第20号、吉敷赤田一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第21号、吉敷佐畑五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地を整備するものです。

議案第22号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売倉庫兼事務所を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第23号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第24号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、嘉川、公共施設から近距離にある第3種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、申請人より、計画を見直すとの申し出があったことから、保留となりました。

議案第26号、佐山、公共施設から近距離にある第3種農地に、道路を整備するものです。

議案第27号、小郡上郷、用途地域内にある第3種農地に、蓄電設備を設置するものです。

議案第28号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第25号については「保留」とし、その他の議案については、「許可」とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第22号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第25号を除く、その他の議案については「許可」といたします。

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第29号について「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案22ページをお開きください。

議案第30号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計414筆 525,420㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、政策提言意見書について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案第31号政策提言意見書について説明します。別紙をご覧ください。

こちらは農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づきまして、農地等の利用の最適化の推進に関する施策にかかわる農業・農村の問題を幅広くくみあげた現場の意見を市長に提出し、農業の置かれた状況について強く訴えるとともに中期的な政策への反映を要望するものでございます。

意見書の内容といたしましては、担い手の確保と育成、経営基盤強化と農家の所得向上、生産基盤の整備・保全の3つのテーマのもとに、様々な要望を盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

会長

只今事務局より説明がありましたが、質疑のある方はお願いいたします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

政策提言意見書について別紙(案)のとおり山口市長に対して提出することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、政策提言意見書について後日、山口市長に対して提出をいたします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案23ページをお開きください。合わせて、参考位置図30ページ以降を御覧ください。

議案第32号から議案第40号について、一括で説明いたします。

北部地区3件、中央地区3件、川東地区1件、川西地区1件、徳地地区1件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第33号から第40号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第32号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。
現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、現況証明を発行することといたします。

続きまして、土地改良事業参加資格交替申出書についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。

土地改良法第3条第1項第2号及び同法施行規則第2条第1項第3号の規定による土地改良事業参加資格交替の申し出についてです。

県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業の土地改良事業計画において、農地中間管理事業により貸借の権利が設定された農地については、耕作者が事業参加者となるため、申し出により、所有者を事業参加者に変更するものです。

御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

土地改良事業参加資格交替の申し出について、承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、土地改良事業参加資格交替の申し出について承認することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。11月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありました。各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第8回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年11月14日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 八木 学

署名委員 安野 正純

記 録 者 伊川 桜佑